

平成27年 月 日

熱海市津波対策〇〇地区協議会 運営要領（案）

1. 目的

東日本大震災の教訓をふまえて、相模灘や東海・南海トラフで発生が予測される地震に伴う津波による被害想定を基に、警戒避難の対策、海岸保全施設の現状について情報を共有し、津波防災のまちづくりのため、地区住民と熱海市、静岡県が共に参加する場を設け、今後のソフト対策や施設のあり方について話し合う場を持つことを目的とする。

2. メンバー

- ・地区協議会に会長及び副会長を置き、会長は〇〇町内会長、副会長は〇〇自主防災会長をもってあてる。（副会長は1名～数名）
- ・会長は、地区協議会を代表し、会長が出席できない場合は副会長が代理を務める。
- ・地区協議会のメンバーは、地元町内会、自主防災会や関係機関・団体の観光協会、旅館組合、商工会議所、漁業協同組合、建設業協会等及び熱海市、静岡県の会員、組合員、職員とする。

3. 事務局

地区協議会の円滑な運営を行うため、事務局を置く。

なお、事務局は、熱海市都市整備課、静岡県熱海土木事務所で構成するものとし、地区協議会の会長、副会長との連絡は熱海市で行うものとする。

4. その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて地区協議会の承認を得て定めるものとする。